

横須賀市報

第 1922 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

告 示

◇指定障害児通所支援事業者の指定について……………	15587
◇指定地域密着型サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定居宅介護支援事業者の指定について……………	〃
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について……………	15588
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について……………	〃
◇除却広告物等の保管について……………	〃
◇放置自転車等の移動について……………	〃
◇道路区域変更及び供用開始について……………	15589
公 告	
◇市民税・県民税・森林環境税の納期限変更通知書の公示 送達……………	15590
◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送 達……………	〃
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の決定通知書兼特別徴収開始通知書の公 示送達……………	〃

◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇後期高齢者医療保険料の納入通知書の公示送達……………	15591
◇後期高齢者医療保険料の納入通知書兼特別徴収開始通知 書の公示送達……………	〃
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇開発行為の工事完了について……………	〃
◇開発行為の工事完了について……………	〃
◇自動車臨時運行許可番号標の無効について……………	〃
◇農用地利用集積等促進計画について……………	〃

上下水道局告示

◇指定給水装置工事事業者の指定の更新について……………	15592
-----------------------------	-------

告 示

横須賀市告示第 191 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者として指定しました。

令和 7 年10月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所 支援の種類	申請者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 10月 1 日	たからじま+	横須賀市平作 7 丁目10番 28号	放課後等デイサー ビス	横須賀市吉井三丁目39番11号 有限会社みやび商事 代表取締役 村 澤 雅 彦

横須賀市告示第 192 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第42条の 2 第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者とし

て指定しました。

令和 7 年10月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 10月 1 日	デイサービスセンター れもん	横須賀市公郷町 2 丁目23 番地 4	地域密着型通所介 護	横須賀市上町三丁目50番地 合同会社たんぼぼ 代表社員 小 林 二三代

横須賀市告示第 193 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しま

した。

令和 7 年10月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 10月 1 日	つかさ介護支援セン ター	横須賀市森崎 4 丁目21番 6 号	居宅介護支援	横須賀市森崎四丁目21番 6 号 合同会社 Y & M 代表社員 中 村 勇 司
同	しんわ居宅	横須賀市佐原 4 丁目 8 番 23号	居宅介護支援	横須賀市走水二丁目 5 番 6 号 株式会社しんわ 代表取締役 森 ペ ン

横須賀市告示第 194 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和 7 年10月27日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 9 月30日	ピースフルライフ	横須賀市武 4 丁目 1 番 4 号相川事務所 202	訪問介護	横須賀市武四丁目28番 1 号鈴木ビル 1 階 特定非営利活動法人ピースフルライフ 理事長 尾 上 俊 一

横須賀市告示第 195 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第82条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和 7 年10月27日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 9 月30日	ケアプランセンター 虹の橋	横須賀市吉倉町 1 丁目36 番地10	居宅介護支援	横須賀市吉倉町一丁目36番地10 合同会社 o f f i c e S O R A 代表社員 佐 藤 美 紀

横須賀市告示第 196 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。
令和 7 年10月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 10 月 1 日	B l u e S k y 横須賀中央 ショートステイ	横須賀市上町 4 丁目43番 地 7 ユナイト上町マザーウェル	短期入所	横浜市中区桜木町一丁目 101 番地 1 クロスゲート 7 階 株式会社青空横浜 代表取締役 筑 前 延 幸
同	就労選択支援事業所 ウェルビー横須賀中央駅前センター	横須賀市若松町 3 丁目14 番地10イデアール横須賀中央 1 階	就労選択支援	東京都中央区銀座二丁目 3 番 6 号 ウェルビー株式会社 代表取締役 大 田 誠

横須賀市告示第 197 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和 7 年10月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	名 称	所 在 地
令和 7 年 10 月 1 日	クリエイト薬局横須賀栗田店	横須賀市栗田 1 丁目42番 2 号

横須賀市告示第 198 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 7 年10月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されている場所	除 却 年月日	保 管 期 間
-------------	---------	----------------	------------	------------

はり札等	7	湘南鷹取 4 ・ 5 丁目、長井 3 丁目及び芦名 1 丁目地内	令和 7 年 9 月 1 日から同月 30 日まで	告示の日の翌日から起算して 2 週間
立看板等	9	馬堀海岸 2 丁目、馬堀町 2 ・ 3 丁目、浦賀 1 丁目及びグリーンハイツ地内		

- 2 保管場所
横須賀市武 3 丁目22番 1 号
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
- (2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 199 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29 号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 7 年10月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動車二輪車		

令和 7 年 9 月 1 日から 同月30日まで	台 74	台 1	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	2	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	7	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	22	4	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	12	6	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	5	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	13	3	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	10	1	追浜本町 1 丁目、追浜町 1 丁目、平成町 3 丁目、三春町 4 丁目、上町 4 丁目、佐野町 5 丁目、浦上台 1 丁目、鴨居 3 丁目、野比 2 丁目、長沢 4 丁目及び長井 3 丁目地内の道路	同
同	1	0	横須賀駅第 1 自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	1	0	横須賀駅第 2 自転車等駐車場	同
同	1	0	浦賀駅第 3 自転車等駐車場	同

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1 台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 5,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

とを証明するもの及び印鑑

4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先
横須賀市建設部建設総務課

~~~~~

横須賀市告示第 200 号  
道路区域変更及び供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 7 年10月27日からその供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和 7 年10月27日

|       |     | 横須賀市長 上 地 克 明                              |             |              |
|-------|-----|--------------------------------------------|-------------|--------------|
| 路 線 名 | 旧新別 | 区 間                                        | 敷 地 の 幅 員   | 延 長          |
| 303   | 旧   | 田浦町 2 丁目46番の 1 地先から<br>田浦町 2 丁目58番の 2 地先まで | メートル<br>3.6 | メートル<br>20.5 |
|       | 新   | 田浦町 2 丁目46番の 1 地先から<br>田浦町 2 丁目58番の 2 地先まで | 3.6～ 3.8    | 20.5         |
| 317   | 旧   | 田浦町 2 丁目58番の 2 地先から<br>田浦町 2 丁目60番の 5 地先まで | 1.8～ 2.6    | 86.9         |
|       | 新   | 田浦町 2 丁目58番の 2 地先から<br>田浦町 2 丁目60番の 5 地先まで | 1.9～ 3.3    | 86.9         |
| 3,942 | 旧   | 子安3150番の 2 地先から<br>子安2147番地先まで             | 1.8         | 49.2         |
|       | 新   | 子安3150番の 1 地先から<br>子安2147番地先まで             | 3.1～ 5.1    | 50.1         |

公 告

横須賀市公告第 187 号 (令和 7 年10月14日) 掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納期限変更通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和 7 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 税 目                                      | 備 考                                    |
|---------|------------------------------------------|----------------------------------------|
| 令和 7 年度 | 市 民 税<br>県 民 税<br>森 林 環 境 税<br>(普 通 徴 収) | 第 3 期分及び第 4 期分の納期限は、令和 7 年10月30日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第 188 号 (令和 7 年10月14日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和 7 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目                   | 発付年月日         |
|---------|-----------------------|---------------|
| 令和 7 年度 | 介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書 | 令和 7 年 6 月16日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 189 号 (令和 7 年10月14日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和 7 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別       | 月 別   | 発付年月日         |
|---------|-----------|-------|---------------|
| 令和 7 年度 | 介 護 保 険 料 | 6 月 分 | 令和 7 年 8 月29日 |
|         |           | 7 月 分 | 令和 7 年 8 月29日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 190 号 (令和 7 年10月14日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和 7 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目 | 備 考                          |
|---------|-----|------------------------------|
| 令和 5 年度 |     | 8 月分の納期限は、令和 7 年10月31日に変更する。 |

|         |              |                                                                                             |
|---------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 6 年度 | 国民健康保険料決定通知書 | 1 月分から 3 月分までの納期限は、令和 7 年10月31日に変更する。                                                       |
| 令和 7 年度 |              | 6 月分から 9 月分までの納期限は、令和 7 年10月31日、同年12月 1 日、令和 8 年 1 月 5 日、同年 2 月 2 日、同年 3 月 2 日及び同月31日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第 191 号 (令和 7 年10月14日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和 7 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目                    | 発付年月日          |
|---------|------------------------|----------------|
| 令和 7 年度 | 国民健康保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書 | 令和 7 年 6 月 1 日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 192 号 (令和 7 年10月14日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和 7 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目              | 備 考                                                                                                      |
|---------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 6 年度 | 国民健康保険料<br>変更通知書 | 減額分                                                                                                      |
| 令和 7 年度 |                  | 減額分                                                                                                      |
|         |                  | 8 月分及び 9 月分の納期限は、<br>令和 7 年10月31日、同年12月<br>1 日、令和 8 年 1 月 5 日、同<br>年 2 月 2 日、同年 3 月 2 日及<br>び同月31日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第 193 号 (令和 7 年10月14日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和 7 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別     | 月 別   | 発付年月日         |
|---------|---------|-------|---------------|
| 令和 7 年度 | 国民健康保険料 | 6 月 分 | 令和 7 年 7 月31日 |
|         |         | 7 月 分 | 令和 7 年 8 月29日 |

(別紙略)



横須賀市公告第 194 号 (令和 7 年10月14日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別             | 備 考                                 |
|---------|-----------------|-------------------------------------|
| 令和 7 年度 | 後期高齢者医療保険料納入通知書 | 7 月分及び 8 月分の納期限は、令和 7 年10月31日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第 195 号 (令和 7 年10月14日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別                       | 発付年月日         |
|---------|---------------------------|---------------|
| 令和 7 年度 | 後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書 | 令和 7 年 7 月11日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 196 号 (令和 7 年10月14日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別        | 月 別   | 発付年月日         |
|---------|------------|-------|---------------|
| 令和 7 年度 | 後期高齢者医療保険料 | 7 月 分 | 令和 7 年 8 月29日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 197 号 (令和 7 年10月14日)  
掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 7 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 許 可 年 月 日 及 び<br>許 可 番 号    | 工事完了検査済証交付<br>年月日及び交付番号   | 開 発 区 域 に 含 ま れ る<br>地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の<br>住 所 及 び 氏 名                      |
|-----------------------------|---------------------------|--------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 令和 7 年 7 月17日<br>令 7 開第 9 号 | 令和 7 年 9 月19日<br>令 7 第11号 | 横須賀市秋谷字御代定5506番 3 ほか 1 筆       | 東京都港区芝三丁目 1 番14号芝公園阪神ビル 4 階<br>株式会社ブルマーレ<br>代表取締役 沈 海 波 |

横須賀市公告第 198 号 (令和 7 年10月17日)  
掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に

より、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 7 年10月17日

横須賀市長 上 地 克 明

| 許 可 年 月 日 及 び<br>許 可 番 号     | 工事完了検査済証交付<br>年月日及び交付番号   | 開 発 区 域 に 含 ま れ る<br>地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の<br>住 所 及 び 氏 名            |
|------------------------------|---------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------|
| 令和 7 年 6 月 6 日<br>令 7 開第 6 号 | 令和 7 年10月 7 日<br>令 7 第12号 | 横須賀市公郷町 4 丁目 1 番13ほか 1 筆       | 横須賀市日の出町一丁目 7 番地<br>株式会社ベルテックス<br>代表取締役 武 田 哲 |
| 令和 7 年 6 月 9 日<br>令 7 開第 7 号 | 令和 7 年10月 9 日<br>令 7 第13号 | 横須賀市衣笠栄町 3 丁目 1 番 8            | 横須賀市日の出町一丁目 7 番地<br>株式会社ベルテックス<br>代表取締役 武 田 哲 |

横須賀市公告第 199 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和 7 年10月27日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号 番 号  
横浜 横須賀 15－71

横須賀市公告第 200 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可したので、同条第7項の規定により公告します。

令和 7 年10月27日

横須賀市長 上 地 克 明

記 の 1

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井 1 丁目 259 番 1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井 5 丁目17番 2 号  
原 田 靖 久
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井 1 丁目29番 7 号  
原 田 ハナ子  
茨城県つくば市並木 3 丁目23番地30  
原 田 久美子  
茨城県つくば市並木 3 丁目23番地30  
原 田 洋 之
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の

設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横須賀市中区山下町 2 番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持 田 文 男  
記の 2

- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市長沢 6 丁目3395番、3395番 2、3396番、3396番 2、  
3397番、3397番 2、3398番 1 及び3399番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長沢 6 丁目30番12号  
仲 野 晶 子
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長沢 6 丁目17番11号  
山 田 茂
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の  
設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横須賀市中区山下町 2 番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持 田 文 男  
記の 3
- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市長沢 6 丁目4498番

- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長沢 6 丁目30番12号  
仲 野 晶 子
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長沢 6 丁目50番 1  
松 島 恒 彦
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の  
設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横須賀市中区山下町 2 番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持 田 文 男

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第45号  
水道法（昭和32年法律第 177 号）第25条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者の指定を更新しました。  
令和 7 年10月27日  
横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名     | 代 表 者 名 | 所 在 地              | 更新された指定の有効期間                      |
|------|----------------|---------|--------------------|-----------------------------------|
| 3    | 鈴鹿建設株式会社       | 山 田 秀 雄 | 横須賀市夏島町 4 番地       | 令和 7 年 9 月30日から<br>令和12年 9 月29日まで |
| 4    | 文化興業株式会社       | 菊 地 達 郎 | 横須賀市内川一丁目 7 番23号   | 同                                 |
| 10   | 株式会社鈴栄工業       | 鈴 木 透   | 横須賀市久里浜一丁目17番 2 号  | 同                                 |
| 11   | 株式会社いづみ工事      | 泉 澤 洋 一 | 横須賀市林二丁目10番22号     | 同                                 |
| 13   | 有限会社三栄設備       | 後 藤 恵 一 | 横須賀市粟田一丁目39番 1 号   | 同                                 |
| 14   | 株式会社望月工業所      | 望 月 博   | 横須賀市金谷三丁目 4 番 3 号  | 同                                 |
| 24   | 有限会社島崎設備工業     | 島 崎 洋 行 | 三浦市南下浦町上宮田1180番地   | 同                                 |
| 25   | 株式会社むらやま       | 村 山 幸 壽 | 横須賀市佐原五丁目10番 3 号   | 同                                 |
| 27   | ワンス株式会社        | 田 中 博 之 | 横須賀市佐島一丁目 6 番 4 号  | 同                                 |
| 28   | 有限会社横須賀設備工業所   | 臼 木 勇 一 | 横須賀市佐島一丁目 6 番15号   | 同                                 |
| 30   | 株式会社米持工業       | 渡 邊 宏   | 横須賀市大矢部二丁目11番19号   | 同                                 |
| 33   | 有賀工業株式会社       | 有 賀 努   | 横浜市金沢区西柴一丁目 8 番27号 | 同                                 |
| 34   | 株式会社岩崎水道工事店    | 岩 崎 政 美 | 横須賀市三春町三丁目 8 番地    | 同                                 |
| 35   | 大信設備株式会社       | 廣 川 純 一 | 横須賀市池田町六丁目35番15号   | 同                                 |
| 37   | 株式会社大神         | 岩 崎 次 郎 | 横須賀市大矢部二丁目 9 番20号  | 同                                 |
| 40   | 有限会社新倉設備工業所    | 石 垣 郁 雄 | 三浦郡葉山町一色 862 番地 1  | 同                                 |
| 43   | 株式会社富士燃        | 井 上 啓 嗣 | 横須賀市佐野町五丁目11番地     | 同                                 |
| 45   | 有限会社石井設備工業     | 石 井 政 徳 | 横須賀市長井一丁目26番 8 号   | 同                                 |
| 46   | 株式会社鈴木商会       | 鈴 木 計 章 | 横須賀市長井二丁目 7 番10号   | 同                                 |
| 47   | 後藤設備有限会社       | 後 藤 裕 幸 | 横須賀市公郷町六丁目20番地     | 同                                 |
| 49   | 須藤設備工業株式会社     | 須 藤 ひとみ | 横須賀市平作五丁目13番12号    | 同                                 |
| 50   | 有限会社東住設        | 赤 穂 誠   | 横須賀市追浜東町二丁目37番地    | 同                                 |
| 52   | 株式会社太八商事       | 高 橋 拓 海 | 横須賀市津久井二丁目 3 番13号  | 同                                 |
| 55   | 五代工業株式会社       | 澤 田 卓   | 横浜市戸塚区東俣野町1031番地 1 | 同                                 |
| 56   | 横須賀管工事協同組合     | 蛭 田 孝 之 | 横須賀市小川町25番地 1      | 同                                 |
| 57   | 株式会社大建設備工業     | 玉 澤 博   | 横須賀市汐入町二丁目44番地     | 同                                 |
| 59   | 有限会社アイ・ティ・オー設備 | 伊 東 貴 之 | 横須賀市太田和一丁目10番10号   | 同                                 |

|    |              |         |                          |   |
|----|--------------|---------|--------------------------|---|
| 60 | 東西工業株式会社     | 丸 中 達 哉 | 横浜市保土ヶ谷区法泉二丁目25番18号      | 同 |
| 61 | 株式会社日野興業     | 米 陀 敏   | 横浜市港南区日野中央一丁目16番5号       | 同 |
| 62 | 株式会社澁谷興業     | 脇 田 弘 幸 | 横浜市港南区港南台九丁目29番5号        | 同 |
| 68 | 株式会社ヨコレイ     | 有 井 清   | 横浜市保土ヶ谷区新井町 657 番地       | 同 |
| 69 | 株式会社神奈川保健事業社 | 西之宮 聡   | 横浜市金沢区鳥浜町 4 番地18         | 同 |
| 70 | 株式会社金子工業所    | 金 子 昌 宏 | 横浜市戸塚区矢部町 939 番地         | 同 |
| 72 | 京急電機株式会社     | 長 島 勲   | 川崎市川崎区池田二丁目 2 番 3 号      | 同 |
| 73 | 株式会社カワタ設備    | 河 田 弘 樹 | 三浦市初声町和田1706番地 1         | 同 |
| 80 | 大同産業株式会社     | 竹 原 久 夫 | 川崎市幸区下平間 280 番地ラ・ガイア 3 F | 同 |
| 81 | 株式会社タクミ設備工業  | 岩 崎 敏 人 | 三浦市初声町下宮田 813 番地         | 同 |
| 84 | 有限会社飛鳥設備     | 藤 田 弘 志 | 横須賀市金谷三丁目 2 番 8 号        | 同 |
| 85 | 株式会社浜        | 三 浦 忠 雄 | 横浜市旭区今宿西町 328 番地         | 同 |
| 87 | 山羽工業株式会社     | 山 根 格   | 藤沢市渡内二丁目 2 番 7 号         | 同 |
| 90 | 大成興業株式会社     | 長 岡 幸 宜 | 横浜市金沢区福浦一丁目14番地10        | 同 |
| 92 | 相和設備工業株式会社   | 相 原 厚 志 | 藤沢市川名二丁目 5 番25号          | 同 |
| 96 | 有限会社酒井設備工業   | 酒 井 仁   | 横須賀市安浦町 3 丁目 9 番地 1      | 同 |
| 98 | 有限会社武藤工務店    | 武 藤 雅 之 | 逗子市桜山六丁目 2 番19号          | 同 |